

# 広島弁護士会ニュース 第2号

～平成30年7月豪雨の被災者のみなさまへ～



広島弁護士会  
なやんだら 相談しんさい 頼りんさい

広島の高雨災害により、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等)がありましたら、何でも弁護士にご相談ください。法律に関することかどうかも分からないということでもかまいません。

★**無料電話相談**を実施しております。弁護士がご相談をお聞きします。

**土日祝日を含む毎日 午後0時～午後4時 電話番号:0120-611-613**

★**面談相談**をご希望の方は、紙屋町法律相談センター、法律相談センター福山、呉法律相談センター、ひがし広島法律相談センター、広島北部巡回法律相談センターにおいて、豪雨災害関連の**無料**相談を実施しています。事前にご予約のお電話をお願いします。

**電話番号:082-225-1600 (広島、呉、東広島、広島北部で相談ご希望の方)**

**電話番号:084-973-5900 (福山で相談ご希望の方)**

予約受付・相談日時は各相談センターで異なります。希望の相談センターをお伝えください。

★**呉市役所1階ボランティアセンター**でも無料相談を実施しています。**平日 午後1時～午後3時** (予約不要・先着順)

## Q6 持っている土地に流れてきた土砂の撤去に困っています。

自力で撤去することが難しい土砂等について、各市町が公費での撤去をおこなう方針を示しています。すでに業者に依頼して撤去してしまっても費用を補償する方針の市町もあるようです。条件のある場合もありますので、各市町の窓口事前に相談ください。撤去前・撤去中・撤去後の写真、支払った費用の領収証などを保管しておきましょう。広島市の相談窓口は以下のとおりです。

下水道局河川防災課 民有地土砂等撤去班  
電話 082-504-2411

## Q7 被災者生活再建支援金とは何ですか。

広島県内全域に被災者生活再建支援法が適用されました。これにより、住宅の被害の程度や再建策に応じて、最大300万円(複数名世帯・全壊または解体して建設・購入する場合)の支援金が受けられる可能性があります。

大規模半壊や補修、賃借をする場合も一定の支援金が受けられます。必要な資料も含めて、各市町にお問い合わせください。

## Q8 自宅が床上浸水して住めない状態なのですが、罹災証明書の半壊の認定に納得できません。

自治体から交付される罹災証明書の判定結果に不服があるときは、家屋の被害について再調査を依頼することができます。再調査によって認定が見直されることもあります。

## Q9 自宅が全壊してしまいましたが、住宅ローンが残っています。再築するためにローンを組むことができるのでしょうか。

このたびの災害で住宅ローンなどの支払が難しくなった方には、「自然災害債務整理ガイドライン」を利用して、支援金や義援金などとは別に500万円までの財産を手元に残しながら、災害前のローンや借入について減額や免除を受けられる制度があります。このガイドラインの利用によって債務を減らしても、いわゆるブラックリストに登録されないため、再築するためのローンの申込みも考えられるようになります。弁護士による手続の支援を無料で受けられますので、弁護士会や借入先の金融機関の相談窓口にご相談ください。

- ・広島弁護士会ホームページに各種支援情報を掲載しています。「**広島弁護士会**」で検索してください。
- ・被災者支援チェックリスト(支援制度の一覧表)を希望部数郵送致します。082-228-0230まで。
- ・本ニュースは、発行日(平成30年7月31日)時点の状況および制度を元に作成しております。
- ・本ニュースは、自由に複製・頒布していただいてもかまいません。必要な方にぜひお届けください。